

学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則

昭和 47 年 4 月 11 日実施
昭和 48 年 6 月 28 日一部改正
昭和 52 年 8 月 23 日一部改正
1990 年 4 月 1 日一部改正
1991 年 6 月 1 日一部改正
1993 年 5 月 28 日一部改正
1995 年 5 月 23 日一部改正
1996 年 3 月 22 日一部改正
1999 年 3 月 23 日一部改正
2004 年 4 月 1 日一部改正
2005 年 5 月 19 日一部改正
2006 年 12 月 7 日一部改正
2008 年 3 月 6 日一部改正
2008 年 12 月 4 日一部改正
2009 年 4 月 1 日一部改正
2011 年 3 月 24 日一部改正
2018 年 3 月 1 日一部改正
2020 年 4 月 1 日一部改正
2025 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 学校法人松本歯科大学（以下「法人」という。）は、学校法人松本歯科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 77 条の規定に基づき、この寄附行為施行細則（以下「細則」という。）を定める。

(教授会)

第 2 条 松本歯科大学（以下「大学」という。）の歯学部教育と研究に関する学務を審議するため、この大学に教授会を置く。

2 前項の教授会の規定は、松本歯科大学歯学部教授会規程に定める。

(学長)

第 3 条 学長の選任、解任は、松本歯科大学学長選任規程の定めにより行う。

2 学長は、理事会及び常務理事会との連絡調整をとりながら、大学の校務を掌り、所属職員を統督する。

3 前項の学長の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(衛生学院長)

第 4 条 寄附行為第 4 条に定めている松本歯科大学衛生学院（以下「学院」という。）に松本歯科大学衛生学院長（以下「学院長」という。）を置く。

2 前項の学院長の選任、解任は、理事会の決議によって決定する。

3 学院長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 学院の教育と研究に関する学務を協議するため、この学院に教員会を置く。

5 前項の教員会の規定は、松本歯科大学衛生学院学則に定める。

(専務理事)

第 5 条 寄附行為第 14 条第 3 項によって選任された常務理事のうちから、専務理事 1 名を定めることができる。

- 2 専務理事の選任、解任は、理事会の決議によって決定する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、法人の業務を分掌する。

(常務理事)

第6条 専務理事以外の常務理事は、理事長を補佐し、命を受けて法人の業務を分掌する。

(常務理事会)

第7条 法人の日常業務を決定するために、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長
 - (2) 専務理事
 - (3) 常務理事
 - (4) 学長
- 3 理事長は必要に応じ前項以外の者を常務理事会に出席させることができる。
- 4 常務理事会についての必要事項は、別に定める。

(法人本部長等)

第8条 法人に法人本部長を置き、法人及び大学の事務を総括する。

- 2 法人本部長を補佐するため法人主事を置く。
- 3 法人及び大学の事務を統括するために事務局長を置く。
- 4 法人本部長、法人主事及び事務局長の選任、解任は、理事会の決議によって決定する。

(役職教員)

第9条 大学の役職教員は次に掲げる者とする。

- (1) 大学院歯学独立研究科長
- (2) 歯学部長
- (3) 総合歯科医学研究所長
- (4) 病院長
- (5) 図書館長
- (6) その他理事長が必要と認めた役職
- 2 役職教員の選任、解任は、理事会の決議によって決定する。
- 3 役職教員の任期については、次のとおりとする。
 - (1) 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (2) 役職教員は、特別の事由がある場合には、前項の任期中であっても解任することができる。
- 4 役職教員が職員の身分を失ったときは、役職教員の地位を失うものとする。
- 5 第1項第2号の役職教員については、必要に応じて置くものとする。

(役職教員の職務)

第10条 前条に規定する役職教員の職務については、松本歯科大学役職教員の職務に関する規程に定める。

(規程等の遵守義務)

第 11 条 法人及び大学に属するすべての職員は、別に定める学校法人松本歯科大学就業規則、学校法人松本歯科大学事務組織及び事務分掌規程に従うものとする。

(顧問)

第 12 条 法人に顧問を置くことができる。

2 顧問の選任、解任は、理事会の決議によって決定する。

3 顧問は、会議代表者の要請があった場合、法人及び大学が行う会議に出席して意見を述べるることができる。

(名誉理事長)

第 13 条 法人に、創立、運営など特別の功勞のあった者に対し、敬意と感謝の意味を込め、理事会及び評議員会の決議に基づき名誉理事長の称号を与えることができる。

2 名誉理事長は、学校法人の事項につき意見を述べることができる。

(改廃)

第 14 条 この施行細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この施行細則は、昭和 47 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和 48 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和 52 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1991 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1993 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1995 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1996 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この施行細則は、1999 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2005 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2006 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2008 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2008 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2011 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2018 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。